

第4期宇多津町地域福祉計画

令和3年3月

宇多津町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 宇多津町をとりまく状況

1. 人口構造等	3
2. 高齢者の状況	6
3. 障害者の状況	8
4. 子どもをとりまく状況	12
5. 自治会の加入率	16
6. ボランティア団体の状況	17
7. 主な福祉サービス	18

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念	25
2. 基本目標	25

第4章 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進 (宇多津町再犯防止推進計画)	27
2. バリアフリーのまちづくり	33
3. 社会参加と交流の促進	36
4. 男女共同参画社会を実現するために	39

第5章 自立に向けて必要なサービスが提供できるまちづくり

1. 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備	41
2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実	44
3. 福祉サービスの適切な利用の促進	47
4. 権利擁護を推進するために (宇多津町成年後見人制度利用促進基本計画)	49

第6章 心をつなぐ人を育むまちづくり

- 1. 福祉活動への理解を深めてもらうために ----- 54
- 2. 地域福祉活動の担い手を育成するために ----- 56

第7章 計画の推進体制

- 1. 計画の進行管理----- 58
- 2. 関係機関、団体等との連携----- 58

資料編

- 施策体系図----- 59
- 地域の相談窓口----- 61
- 宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱 ----- 63

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、地域住民相互の繋がりの希薄化、ライフスタイルの多様化等により、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。さらには、高齢の親と働いていない独身の50代の子と同居する世帯、いわゆる「8050」や、介護と育児を同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障害がある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、複合的な課題が生まれており、早急な対応が望まれています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。そうすることで、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えます。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正が行われました。

これらの状況を踏まえ、本町では「第3期宇多津町地域福祉計画」の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「第4期宇多津町地域福祉計画」を策定し、住民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

本計画は本町の「宇多津町総合計画」を上位計画とし「宇多津町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「宇多津町子ども・子育て支援事業計画」、「宇多津町障害者計画」、「宇多津町障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「宇多津町自殺対策計画」、「健康うたづ21」等の関連する施策と調和を図り連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指すものです。

また、本計画の見直しに伴い「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含し、地域を基盤とする一体的な支援体制を築くものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5か年計画としますが、福祉関連施策の変化や、住民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 宇多津町をとりまく状況

1. 人口構造等

(1) 人口構造等の推移

国勢調査により平成7年から平成27年までの本町の人口構造の推移を見ると、総人口は増加の傾向にあり、14,928人から18,952人へ4,024人の増加となっています。

0～14歳までの年少人口については、平成7年から平成22年にかけて緩やかに増加していますが、平成27年には減少しており総人口に占める割合についても減少傾向にあることから、少子化が進行している様子が見られます。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成7年以降、急速な増加傾向となっており、総人口に占める割合である高齢化率を見ても平成7年の13.1%から平成27年には19.4%と6ポイント余りの増加となっています。

■人口構造等の推移

(単位：人、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	14,928	15,967	17,460	18,434	18,952
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口(0歳～14歳)	2,751	2,766	3,084	3,188	3,069
	18.4	17.3	17.7	17.4	16.4
生産年齢人口(15歳～64歳)	10,227	10,898	11,688	11,999	11,986
	68.5	68.3	67.0	65.5	64.2
高齢者人口(65歳以上)	1,950	2,303	2,673	3,127	3,627
	13.1	14.4	15.3	17.1	19.4
不詳			15	120	270
			0.01	0.65	1.42

資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

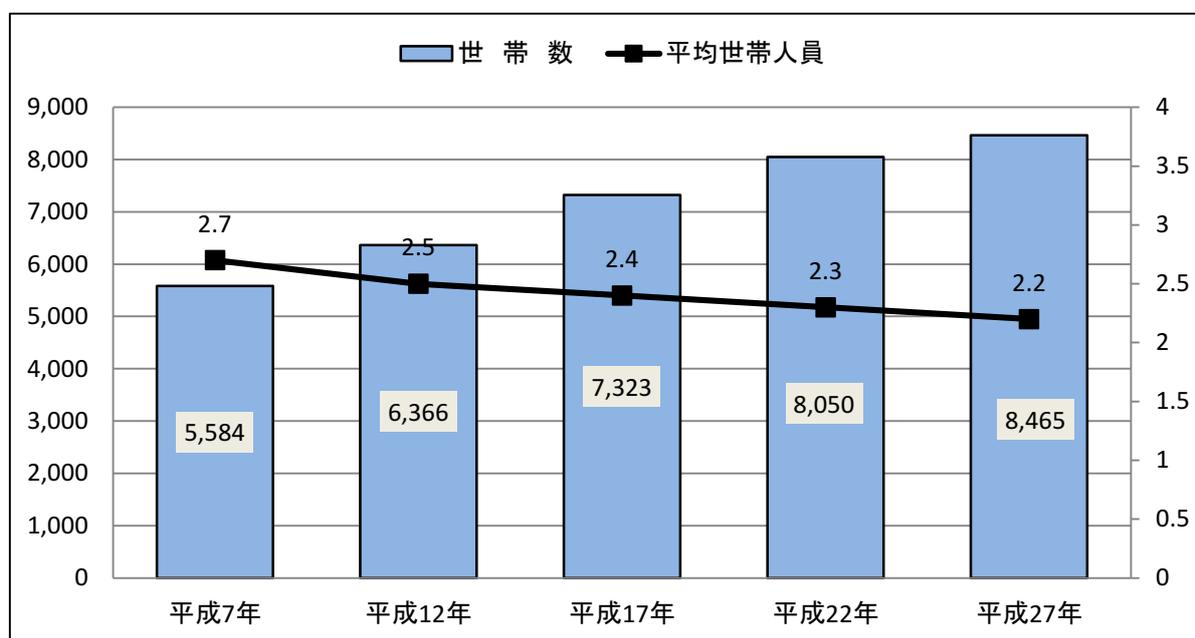
世帯数についても総人口と同様に増加を続けていますが、平均世帯人員は減少を続けていることから、核家族やひとり暮らし世帯が増加している様子が見えます。

■ 世帯の状況

(単位：世帯、人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世 帯 数	5,584	6,366	7,323	8,050	8,465
平均世帯人員	2.7	2.5	2.4	2.3	2.2

資料：国勢調査



(3) 転入及び転出の状況

平成21年以降、転入と転出の状況を見ると、転入者が転出者を上回り「社会増」となっているものの、動向は安定していません。

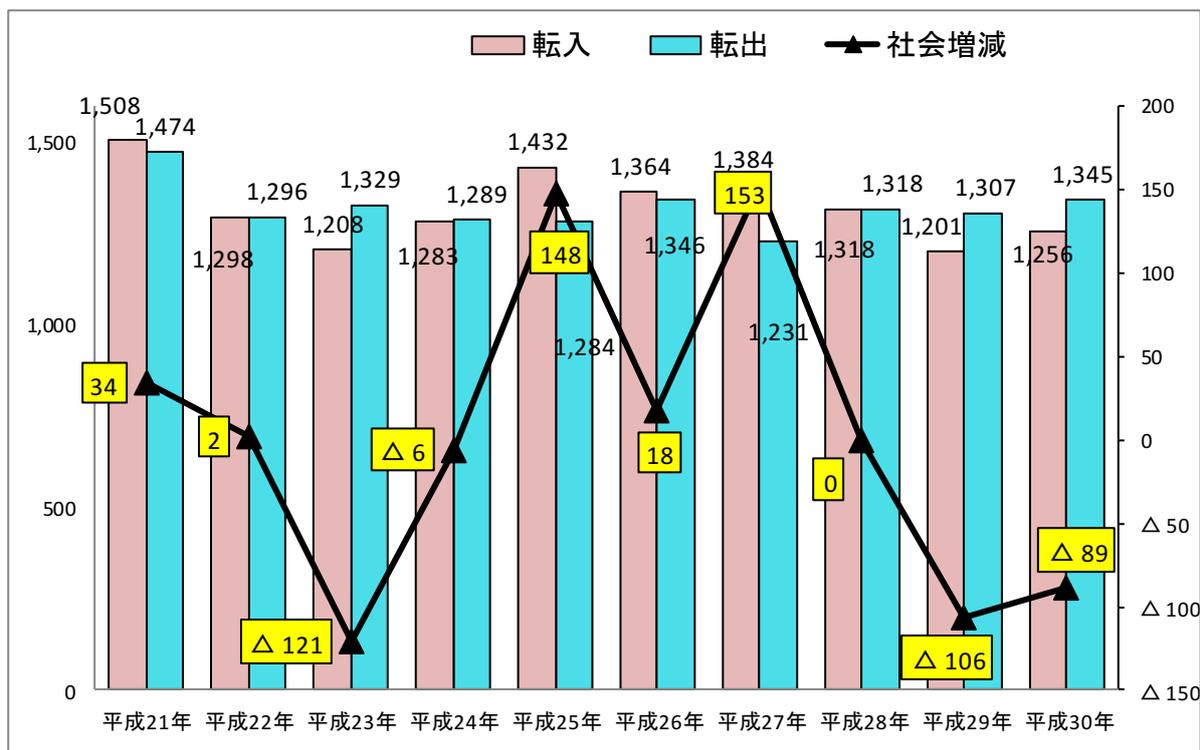
■ 転入・転出の状況

(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
転 入	1,508	1,298	1,208	1,283	1,432
転 出	1,474	1,296	1,329	1,289	1,284
社会増減	34	2	-121	-6	148

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転 入	1,364	1,384	1,318	1,201	1,256
転 出	1,346	1,231	1,318	1,307	1,345
社会増減	18	153	0	-106	-89

資料：人口動態調査



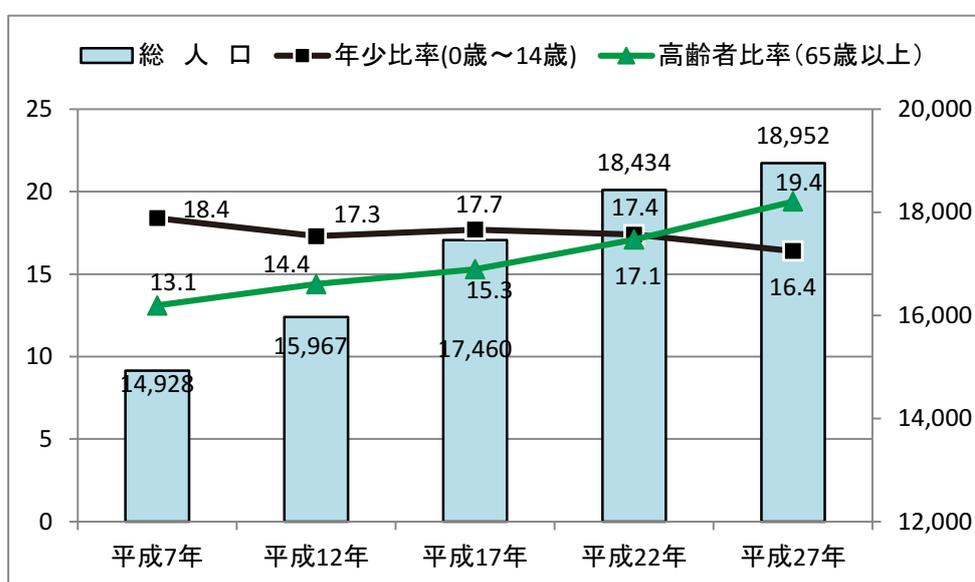
2. 高齢者の状況

(1) 総人口と高齢化率

総人口推移は平成7年以降、増加傾向にあります。総人口に占める0～14歳までの年少人口の割合である年少人口比率は減少していることがわかります。

一方、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合である高齢化率は徐々に増加し、平成27年には年少人口比率と高齢化率が逆転して高齢化率が3ポイント年少人口比率を上回り、少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

(単位：人、%)



資料：国勢調査

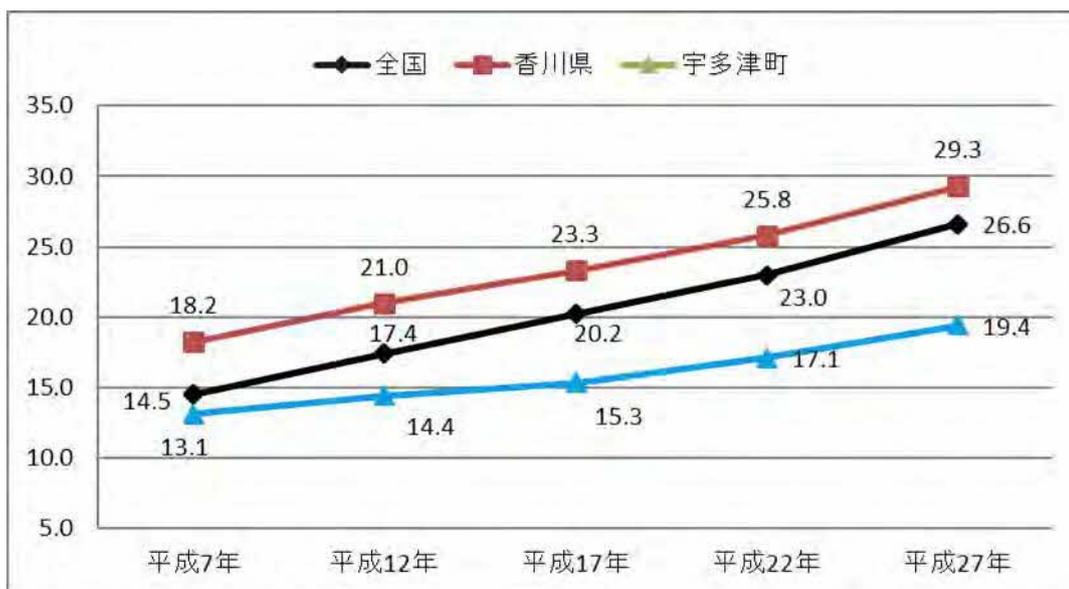
(2) 高齢化率推移

高齢化率の推移を、全国及び県と比較すると、宇多津町の高齢化率の推移は、全国や県よりも低く、伸びも緩やかであることがわかります。

(単位：%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
宇多津町	13.1	14.4	15.3	17.1	19.4
香川県	18.2	21.0	23.3	25.8	29.3
全国	14.5	17.4	20.2	23.0	26.6

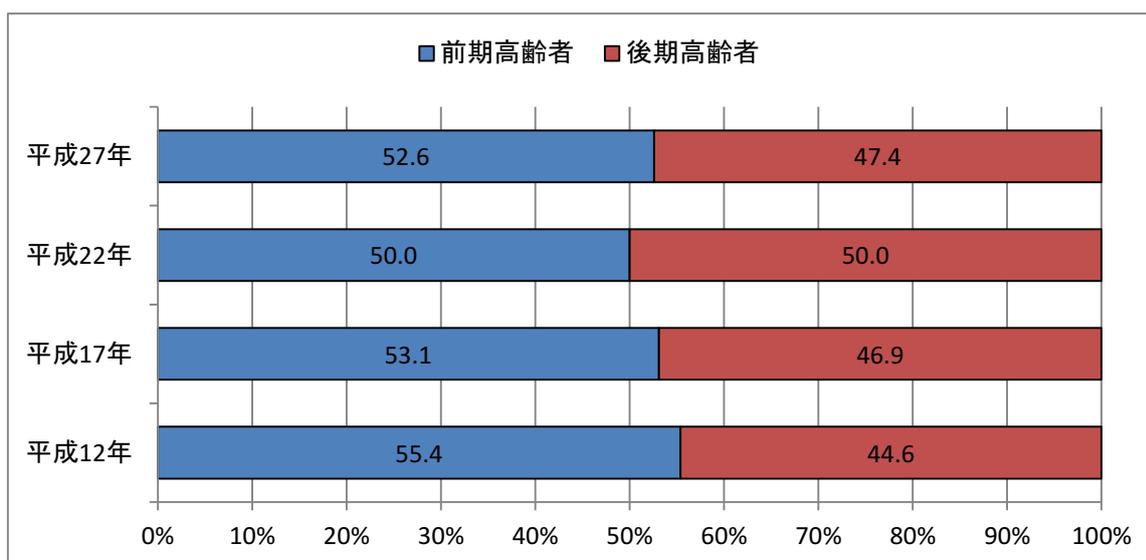
資料：国勢調査



(3) 前期・後期高齢者割合推移

高齢者を65歳以上75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けて、その比率の推移を見ると、平成22年にいったん前期高齢者と後期高齢者が同じ割合となりましたが、団塊の世代が前期高齢者65歳に達したことから平成27年には前期高齢者が52.6%と後期高齢者の割合を上回りました。今後暫くは前期高齢者の割合が高くなるものと思われれます。

(単位：%)



資料：国勢調査

3. 障害者の状況

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」で、これまでの身体障害・知的障害・精神障害に加え難病・発達障害も障害の範囲に含まれました。障害は先天的なものだけでなく、交通事故、労務災害、精神的なストレス等の後天的な原因によるものがあり、その数は毎年増加しています。

(1) 身体障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

(令和2年4月1日現在) (単位:人)

		肢体	視覚	聴覚	言語	内部	合計
1級	18歳未満	4	0	0	0	2	6
	18歳以上	35	19	4	1	91	150
	計	39	19	4	1	93	156
2級	18歳未満	3	0	0	0	0	3
	18歳以上	38	16	10	0	0	64
	計	41	16	10	0	0	67
3級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	48	3	4	0	24	79
	計	48	3	4	0	24	79
4級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	69	3	16	3	64	155
	計	69	3	16	3	64	155
5級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	29	5	0	0	0	34
	計	29	5	0	0	0	34
6級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	12	1	19	0	0	32
	計	12	1	19	0	0	32
合計		238	47	53	4	181	523

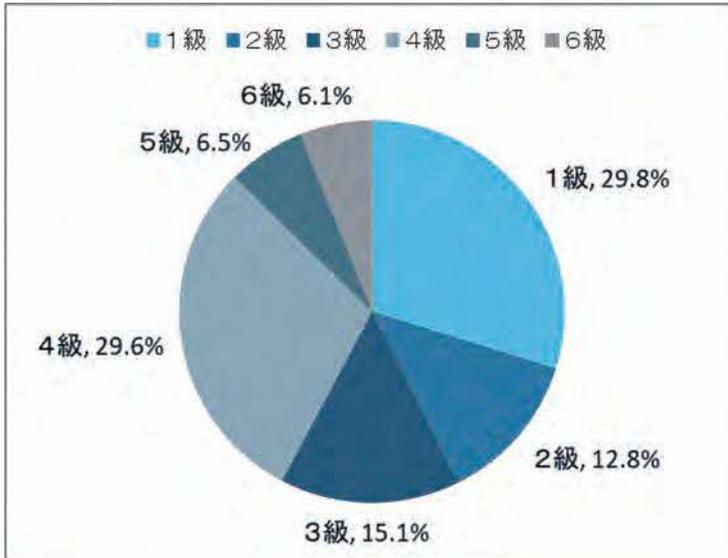
資料：保健福祉課

身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で523人となっています。等級別では1級が156人で最も多くなっており、障害の種類では肢体不自由が238人で最も多くなっています。

② 身体障害者手帳所持者等級別割合

身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、1級が29.8%で最も多く、次いで4級が29.6%、3級が15.1%などの順となっています。重度の障害者である1級と2級の者が全体の42.6%を占めています。

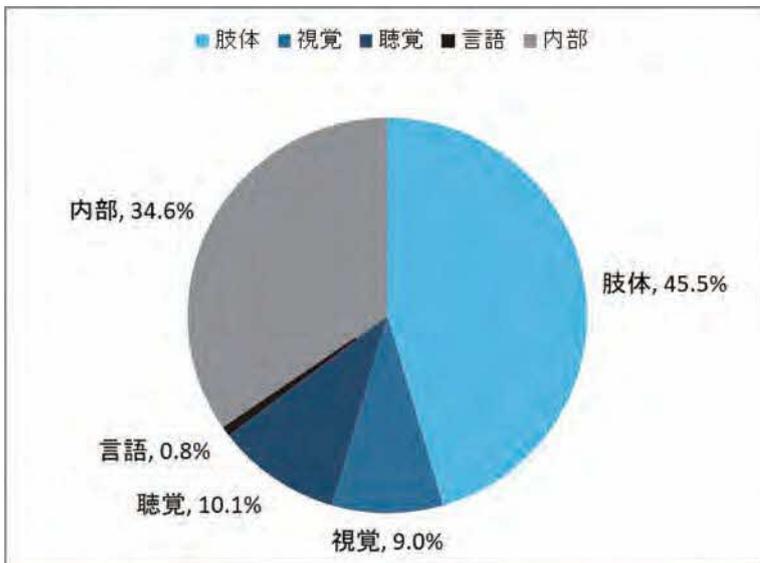
■ 身体障害者手帳等級別割合



③ 身体障害者手帳所持者障害種別割合

身体障害者手帳所持者の障害種別割合を見ると、肢体不自由が半数近い45.5%を占めています。次いで、内部障害が34.6%、聴覚障害の10.1%などの順となっています。

■ 身体障害者手帳障害種別割合



(2) 知的障害者の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は令和2年4月1日現在で131人となっています。

■ 療育手帳所持者数

(令和2年4月1日現在) (単位:人)

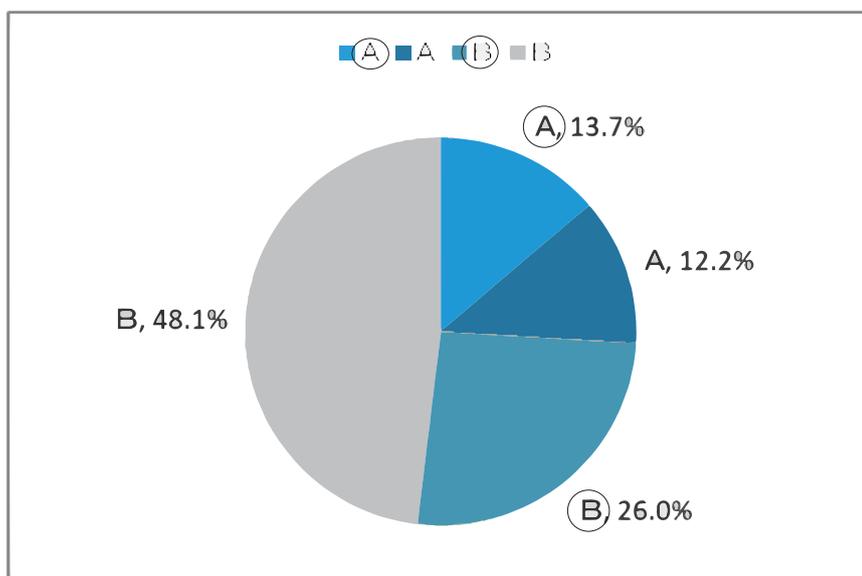
	Ⓐ	A	Ⓑ	B	計
18歳未満	5	6	8	14	33
18歳以上	13	10	26	49	98
合計	18	16	34	63	131

資料：保健福祉課

② 療育手帳所持者判定別割合

療育手帳所持者の判定別割合を見ると、最も程度の軽いB判定が全体の48.1%を占め最も多くなっています。ついで中等度のⒷが26.0%などの順となっています。

■ 療育手帳所持者判定別割合



(3) 精神障害者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、制度が周知されたこともあり、令和2年4月1日現在138人で平成27年より50人の増となっており急激な増加となっています。級別の人数は、1級が9人、2級が77人、3級が52人となっています。

■精神障害者保険福祉手帳所持者数

(令和2年4月1日現在) (単位:人)

	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	1	3	4
18歳以上	9	76	49	134
合計	9	77	52	138

資料：保健福祉課

② 自立支援医療費（精神通院医療）申請者の状況

本町における自立支援医療費（精神通院医療）申請者の状況は、令和2年4月1日現在で236人となっています。

4. 子どもをとりまく状況

(1) 出生数と出生率の推移

本町の出生数の推移をみると、平成17年から平成25年にかけて230人前後で推移していましたが、平成27年から減少に転じ、平成29年には199人にまで減少しました。

出生率は、平成29年10.5人となっており、香川県、全国の出生率を大きく上回っています。また、県内市町の出生率の比較では、本町は県内では最も高くなっています。

(単位：人 %)

	平成17年	平成20年	平成22年	平成25年	平成27年	平成29年
人口	17,460	18,083	18,434	18,749	18,952	18,967
出生数	246	215	234	226	211	199
出生率(人口千人対)	14.1	11.9	12.7	12.1	11.1	10.5
県の出生率(人口千人対)	8.6	8.6	8.5	8.2	8.0	7.7
国の出生率(人口千人対)	8.4	8.7	8.5	8.2	8.0	7.6

資料：香川県保健統計

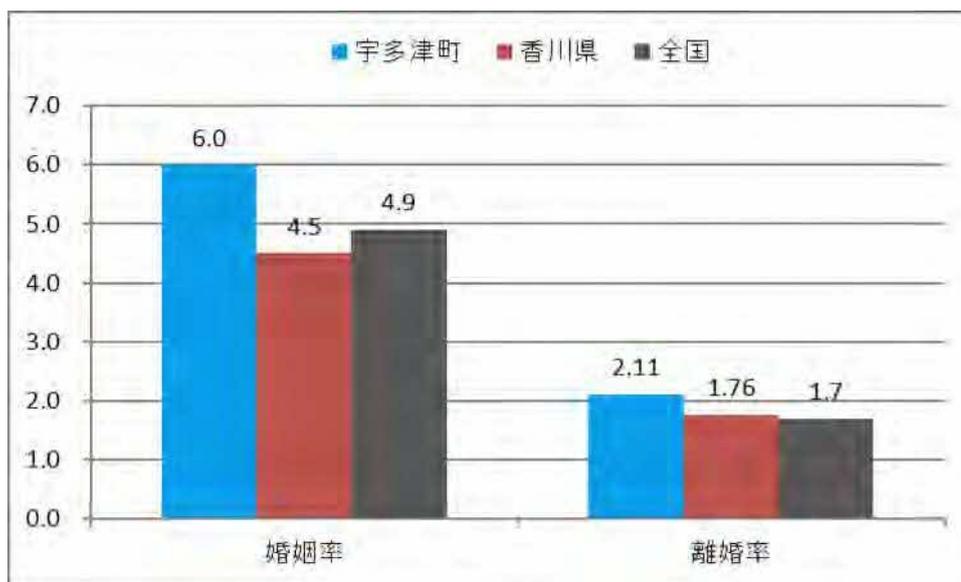
■ 出生数と出生率の推移



(2) 婚姻率と離婚率

本町の平成29年の婚姻率は対千人当たり6.0件で、離婚率は2.11件となっています。国、県と比較すると、婚姻率、離婚率ともに高く、また、県内でも他の市町と比較してもどちらも県内で1番高くなっています。

■婚姻率と離婚率（人口千人対） （単位：件）



資料：香川県保健統計

(3) 女性の就業の状況

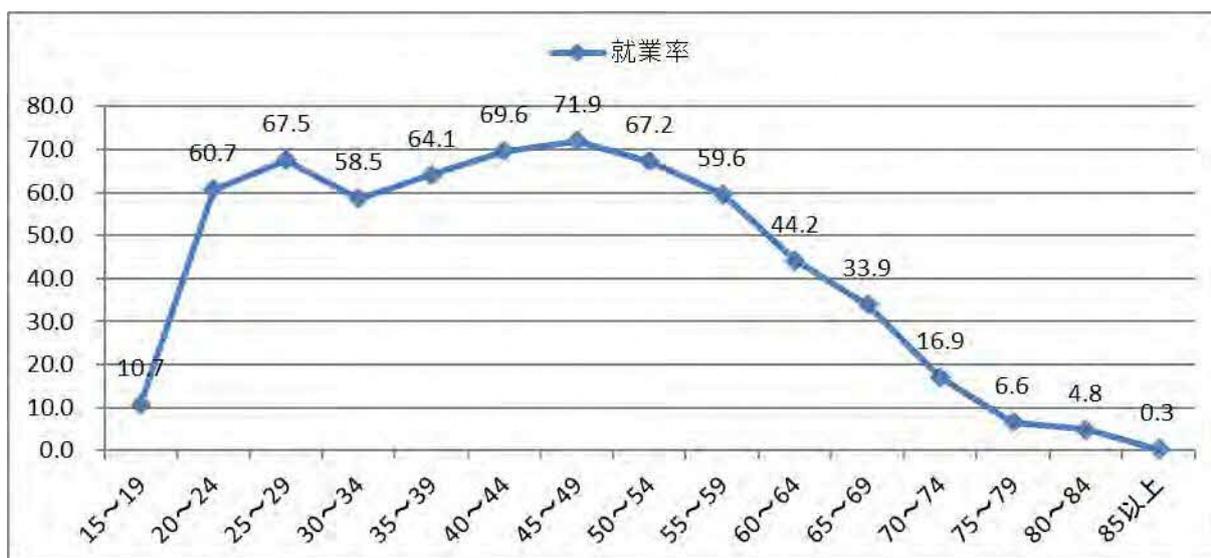
女性の高学歴化や就業意識の高まりなど背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきます。本町における女性の就業率（15歳以上人口に占める割合）を年齢別にみると、30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になる、いわゆるM字型曲線を示しています。30歳代前半での就業率の低下は、出産や育児による就業率の低下を、40歳代での増加は再就職等による就業率の上昇を示していると考えられます。

■女性の就業の状況 （単位：人、%）

年 齢	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳
女性就業者数	55	298	387	374	476	594	479	362
就 業 率	10.7	60.7	67.5	58.5	64.1	69.6	71.9	67.2
年 齢	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 以上	—
女性就業者数	308	212	186	77	24	15	1	—
就 業 率	59.6	44.2	33.9	16.9	6.6	4.8	0.3	—

資料：国勢調査

■女性の就業率の状況



資料：国勢調査

(4) 児童虐待の状況

厚生労働省によると、令和元年度の全国児童相談所（215 か所）で対応した児童虐待相談対応件数は、193,780 件（速報値）に上り、過去最多になっています。この数値はその前年度（平成 30 年度）の 159,838 件に比べ 33,942 件（約 21%）と大幅に増加しており、主な要因としては、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や警察等からの通告の増加が挙げられています。

一方、香川県の令和元年度児童虐待対応件数は、1,228 件と平成 30 年度の 1,375 件から約 11%減少しましたが、依然として多い状況が続いています。虐待種別は、「心理的虐待」が 669 件（54.5%）と最も多く、次いで「身体的虐待」354 件（28.8%）、「ネグレクト（養育放棄）」191 件（15.6%）、「性的虐待」14 件（1.1%）の順となっています。主な虐待者は、「実父」が 583 件（47.5%）と最も多く、平成 26 年度以降、男親による件数が女親を上回っています。

また、本町の令和元年度虐待対応件数は、72 件となっています。虐待種別は「心理的虐待」が 34 件（47.2%）と最も多く、次いで「ネグレクト（養育放棄）」26 件（36.1%）、「身体的虐待」10 件（13.9%）、「性的虐待」2 件（2.8%）の順となっています。主な虐待者は「実母」が 42 件（58.3%）と最も多く、「実父」が 17 件（23.6%）、「実父以外の父親」9 件（12.5%）となっており、女親による件数が男親を上回っています。

■本町の児童虐待の状況(令和元年度)

① 児童虐待相談件数 (単位:件)

	相談件数
新規相談	30
継続相談	42
計	72

資料:保健福祉課

児童虐待の種別(疑い含む・重複回答あり) (単位:件)

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	小計	計
新規	6	1	19	4	30	72
継続	4	1	15	22	42	

資料:保健福祉課

② 被虐待者の年齢別・相談種別 (単位:件)

	身体的	性的	心理的	ネグレクト
0～3歳未満	1	0	13	3
3～就学前	3	0	3	4
小学生	4	2	9	14
中学生	1	0	7	5
高校生・その他	1	0	2	0
計	10	2	34	26

資料:保健福祉課

主たる虐待者(続柄) (単位:件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
件数	17	9	42	0	4	72

資料:保健福祉課

5. 自治会の加入率

自治会の加入率を見ると、平成 23 年以降、世帯数が増加しているのに対し、加入世帯は減少傾向で推移していることから、加入率は低下傾向であり、令和 2 年には加入割合が 31.9%となり 10 年間で 11 ポイント低下しました。

■自治会の加入率

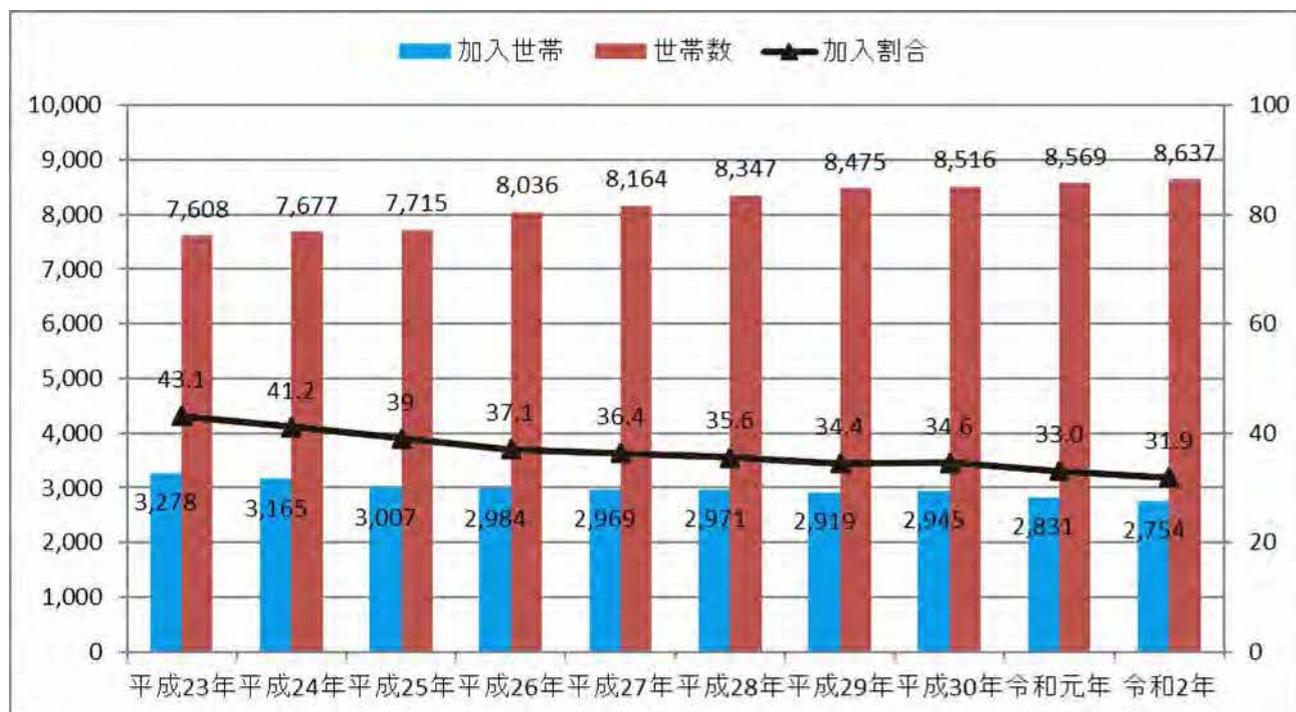
(単位：人、%)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
加入世帯	3,278	3,165	3,007	2,984	2,969
世帯数	7,608	7,677	7,715	8,036	8,164
加入割合	43.1	41.2	39.0	37.1	36.4

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
加入世帯	2,971	2,919	2,945	2,831	2,754
世帯数	8,347	8,475	8,516	8,569	8,637
加入割合	35.6	34.4	34.6	33.0	31.9

資料：住民生活課

■自治会の加入率



6. ボランティア団体の状況

社会福祉協議会のボランティア連絡協議会に登録しているボランティア団体は、令和2年度については以下の通りとなっています。

No.	団体名	登録人数	主な活動内容
1	宇多津町老人クラブ連合会	30名	ふれあい活動、世代間交流
2	宇多津町民生委員児童委員協議会	27名	地域における福祉活動
3	宇多津町ボランティア推進委員会	23名	清掃奉仕
4	うたづ「遊友」健康づくりの会	34名	健康づくり、健康ウォーク
5	宇多津町婦人会	35名	町内のイベント、敬老会
6	如月会	10名	給食ボランティア、高齢者慰問
7	本に親しむ会	4名	本の読み聞かせ
8	宇多津朗読の会	7名	視覚障害者への広報活動
9	うたづ苺一絵	10名	一人暮らし高齢者への絵手紙配布
10	傾聴ボランティア「コミコミ」	10名	傾聴ボランティア活動
11	やろう会	40名	いきがづくり活動
12	うたづの町家とおひなさん実行委員会	32名	地域活動の活性化を図る活動
13	ボランティア「モコモコ」	12名	子育て支援、地域交流活動
14	TCNU（トランスカルチャーネットワーク宇多津）	11名	障害者の社会参加の支援
15	宇多津町身体障害者協会	64名	障害者の社会参加の支援
16	NPO法人 メロディー	5名	障害者の社会参加の支援
17	宇多津町PTA連絡協議会	15名	学童に対する支援活動
18	たこの会	10名	緑化活動
19	社会福祉法人ドリーム	6名	障害者の社会参加の支援
20	手話サークル「にこにこ」	15名	障害者支援活動
21	うたごえサロン	30名	いきがづくり活動
22	香川県防災士会坂出宇多津支部	5名	災害支援ボランティア活動

資料：社会福祉協議会

■ ボランティア活動保険加入者数

(単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
加入者数	765	739	798	656	636

資料：社会福祉協議会

7. 主な福祉サービス

(1) 主な高齢者福祉サービス

事業名	内容
高齢者食生活改善	食生活改善のための研修会や教室を開催する。
運動指導	生活習慣病予防のための運動指導を行う。
生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービス。
老人配食サービス事業	食事の調理が困難な在宅高齢者などに対して食事の宅配や安否確認などを行い、自立した生活を支援するサービス。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	高齢者が使用する寝具の衛生管理のため、寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスを行う。
福祉タクシー助成事業	交通手段のない高齢者や身体障害者で、年度初めに助成券の交付を行う。
軽度生活援助事業	在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、外出・散歩の付添や食材の買い物などを行う。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、24時間体制で急病や災害等の緊急時に、発信機などにより親類や近隣者、警備会社等に緊急事態を知らせるサービス。
敬老祝金	町内に1年以上居住する75歳以上の高齢者へ敬老会で祝金を支給する。
高齢者訪問	町内に居住する88歳及び99歳以上の高齢者を対象に訪問をし、記念品を贈呈する。
金婚式	町内に1年以上在住し、結婚した日から起算して満50年を迎える夫婦に対して式典を催し記念品を贈呈する。
在宅寝たきり等高齢者介護見舞金	在宅で寝たきり等の高齢者(要介護4又は5)を常時介護している人に見舞金を支給。

介護保険サービス（介護給付サービス・予防給付サービス）【在宅】	
訪問サービス	●訪問介護・訪問型サービス
	●訪問入浴介護・予防訪問入浴介護
	●訪問看護・予防訪問看護
	●訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション
	●居宅療養管理指導・予防居宅療養管理指導
通所サービス	●通所介護（デイサービス）・通所型サービス
	●通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション
短期入所サービス	●短期入所生活介護（ショートステイ）・予防短期入所生活介護
	●短期入所療養介護（ショートステイ）・予防短期入所療養介護
その他のサービス及び地域密着型サービス	●福祉用具の貸与
	●特定福祉用具の販売
	●住宅改修費の支給
	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）・ 予防特定施設入居者生活介護
	●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・ 予防認知症対応型共同生活介護

(2) 主な障害福祉サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、在宅での訪問サービスを利用する場合と、通所して利用するサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

また、難病、発達障害の方々も障害者手帳の所持の有無に関わらず、利用できるサービスです。

事業名	内容
日常生活用具購入費助成事業	在宅の障害者（児）等が、日常生活上の困難を改善し、自力での生活を容易にするために必要な用具を給付する。
補装具購入（修理）費給付事業	失われた身体の機能を補い、日常生活の能率の向上を図るために必要な用具を交付・修理する。
意思疎通支援事業	聴覚・音声・言語機能の障害ある方に、手話通訳者または要約筆記者を派遣することで、意思等の伝達の支援を行う。

地域生活支援事業

サービスの名称	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないとき、事業所等において、一時的に見守りを行う。
地域活動支援センター I 型事業	日中活動を行い、医療・福祉・地域との連携と相談支援事業を行う。
地域活動支援センター II 型事業	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練を行い、入浴や給食を提供する。

障害児通所支援事業

サービスの内容	内 容
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学児が事業所にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等のサービスを行う。
保育所等訪問支援	障害児が通っている保育所等に支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

(3) 主な子育て支援サービス

事業名	内容
利用者支援事業	宇多津町子育て世代包括支援センターを設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、相談・助言を行うとともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。
妊産婦・乳児健康診査事業	安心して妊娠・出産ができることを目的に、妊婦歯科健診・妊婦一般健診・産婦健診・乳児一般健診に対し助成を行います。
産後ケア事業	産後のお母さんと子どもの健康を守るため、助産師等による乳房ケアや育児相談等を行います。
ブックスタート事業	親子でふれあう時間を大切にすることを目的に、3か月児健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせ体験とプレゼントを行っています。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や養育についての相談を行います。
養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師等が家庭訪問し、指導助言を行います。
相談事業	妊娠期から子育て期まで、さまざまな相談を保健師や助産師、管理栄養士、臨床心理士、児童心理士等が行います。
集団健康教育	妊娠期から子育て期を通して、必要な情報をお母さんやその家族に対して健康教育を行います。
こども相談	児童心理士による子育てや子どもの発達についての相談を行う。
ことばの相談	臨床心理士によることばの発達について相談を行う。
こころの相談	臨床心理士が秘密厳守で相談に応じ、対人関係、親子関係、ひきこもりや不登校、妊娠中や子育て中の悩みなどの相談を行う。

<p>放課後子どもプラン 推進事業</p>	<p>放課後児童育成クラブ 共働き等による留守家庭の小学生1年生から4年生の児童を対象に、学童保育を行うことで放課後の遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図る。</p> <p>放課後子ども教室 高学年の児童の放課後の居場所として、小学4年生から6年生までの児童を対象に、スポーツ教室・宿題サポート教室を開設し健全育成を図る。</p>
<p>教育支援センター</p>	<p>心理的要因、家庭的状況等によって不登校状態にある児童・生徒に対して、不安や焦り、対人関係の悩み等の相談に当たると共に、学習面と精神面の両面から適切な指導・援助を行う。最終的には、不登校状態を解消することを目的とする。</p>
<p>児童館 (キッズプラザうたづ)</p>	<p>18歳未満のすべての子どもの居場所として、地域の協力を得ながら、地域における健全育成のための子育て支援を行う。</p>
<p>病児・病後児保育施設 利用料無料化事業</p>	<p>「第2子3歳未満児」「第3子以降就学前児童」の病児・病後児童を対象に保育施設利用料の無料サービスを行う。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)</p>	<p>子育て支援拠点ひろば「パンダくらぶ」「はぐはぐランドうたづ」「げ・ん・き」等において、子育て中の親子の交流と育児相談の場をつくり育児不安の解消と子育て関連の提供を行う。</p>
<p>一時預り事業</p>	<p>保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で一時的に預かる。</p>
<p>子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)</p>	<p>保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等で一時的に預かる。</p>
<p>みんなのサロン</p>	<p>子どもやその親と地域の方との交流事業に、小さい子どもが安心して行動できる場所、地域の高齢者との交流が出来る居場所を作り開催。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</p>	<p>地域の中で「子育ての援助をして欲しい人」と「子育ての援助をしたい人」が会員になって、一時的な子育て支援をする。</p>
<p>かがわこどもの駅事業</p>	<p>県内外の子育て世帯に温かい社会づくり推進のため、子ども連れの家庭や妊婦が、安心して外出できる設備を備えた施設を「かがわこどもの駅」として認定し、情報提供を行うなど、子育て環境改善を目的とした事業。</p>

(3) その他の支援サービス

事業名	内容
日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭・書類の管理などを行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の財産や権利を保護し支援する制度。制度の利用が有用であるにもかかわらず、費用負担が困難な場合、審判の請求に係る費用や成年後見人等に対する報酬に係る費用の全部又は一部の助成を行う。
香川おもいやりネットワーク事業	地域で孤立し、生活のしづらさ（失業、経済的困窮、けが、病気など）を抱えている人に、生活支援を行う等、地域でトータルサポートする。
生活困窮者自立支援事業	貧困の連鎖の防止のため、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を行う。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ハローワークや母子父子自立支援員と連携して、ひとり親家庭の実情に応じたきめ細やかな就業支援を行う。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町

宇多津町に住むすべての人が、それぞれの生き方を尊重し、かつ理解しあえるよう、相互交流と地域連帯の意識を醸成し、心のぬくもりのある協働のまちづくりを進めます。

また、地域社会から誰一人排除されることなく、誰もが元気と笑顔で暮らしやすく活動しやすい、安心して快適な生活が送れるまちづくりを進めます。

2. 基本目標

基本理念に示す地域社会の実現に向けて求められるのは、地域住民の支え合いや助け合いの活動である自助・互助と制度化されたサービスである共助・公助が、それぞれの特性を生かし合いながら、支援を必要とする人の生活を総合的に支えることと言えます。

従って、地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことが重要となります。また、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動と制度化されたサービスとの効果的な連携が不可欠であり、行政には、利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組むことが求められています。

また、平成29年の社会福祉法の改正により、「地域共生社会」の実現を図るため、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進する理念が示されました。

地域共生社会とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、制度間の枠組みや、担い手と受け手の関係を超え、住民はもとより地域の様々な主体が「我が事」として参加し、多様で複雑な地域課題を「丸ごと」受け止め、ともに解決を図ることで創られる社会を言います。地域共生の考えは、これまで本町が進めてきた地域福祉の理念と同じくするものです。

これらのことから、計画の基本理念に基づき、行政と住民が目指すまちの姿を実現するために、以下の3つを計画の基本目標とします。

(1) 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が地域社会の一員として地域の中でつながり、支えあい助けあう地域づくりを進めるとともに、地域住民一人ひとりが地域の課題を発見し、共に考え、共に解決する住民参加の地域福祉を推進します。

(2) 自立に向けて生活に必要なサービスが提供できるまちづくり

高齢者や障害者、ひとり親世帯、生活困窮者、ひきこもり世帯など地域で支援を必要としている人に対して、介護保険制度や障害者総合支援制度、生活困窮者自立支援制度、ひとり親家庭の自立支援制度など、支援の必要な人の状況に応じて、自立に向けてその人にあったサービスが選択できるよう各種サービスの情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、地域での福祉活動と専門的な支援を総合的に調整し提供等の支援を行います。

(3) 心をつなぐ人を育むまちづくり

核家族化や少子高齢化、コミュニティの希薄化等により、量的、質的に拡大する福祉ニーズに対応するため、地域の中で支え合いながら、誰もが自分の意志で日常生活を送ることができるよう、一人ひとりが地域福祉の担い手として育つ仕組みづくりを進める必要があります。そのため、ボランティアの育成や地域住民がそれぞれの立場でできることを行動に移せるような環境づくりを進め、住民同士のところをつなぐ人づくりを進めます。

第4章 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

近年、地域住民のつきあい繋がりが希薄になり地域でのコミュニケーションが不足しています。また、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など多様な問題を抱えた人たちがいます。そして、その悩みや課題は性別・年齢・家族構成や国籍などによっても様々です。こうした課題の多様化・複合化に対応するには、公的なサービスによる専門的なアプローチだけでは難しく、住民同士の支え合いが必要で、自治会、ボランティアなど地域で活動する人たちの連携による取り組みが必要です。

また、現在日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人数に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪の繰返しを防ぐ再犯防止が大きな問題となっています。

様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所等の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 地域の安心ネットワークシステムの構築

年齢、性別、障害の有無等に関わらず、すべての住民が地域の課題や問題を自分のこととして捉え、その解決に向けて行動・活動できるよう「地域共生」の考えを周知し、地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、地域住民、行政、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を尊重し、持てる能力を最大限に発揮するための連携体制の構築を目指します。

また、児童や高齢者、配偶者、障害者等への虐待の早期発見・早期対応を促進するため、関係機関・団体で宇多津町虐待防止対策ネットワーク協議会を設置しており、地域に根差したネットワークの強化を図ります。

特に児童虐待については、全国的にも相談・対応件数が増加してお

り、重篤な虐待事案が発生するなど深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの権利を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要とされています。また、市町村は、子どもと家庭に最も身近な基礎自治体として子ども及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないとされ、支援体制の強化や関係機関との連携強化が求められています。

本町では、平成24年に相談支援センターを設置し、子育てに関する相談や対応をしています。相談支援センターは、要保護児童等の早期発見や適切な保護、関係機関との連携・協力を確保するため、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割も担っており、司法、行政、医療、教育、福祉等の関係機関と連携を図っています。また、令和元年度から坂出警察署と児童虐待事案における情報共有等に関する協定を締結して、子どもの安全確保や児童虐待の未然防止、早期対応に取り組んでおり、今後も関係機関と連携して、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

さらに、社会的養護を必要とする子どもについては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

2. 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員や主任児童委員は、地域の身近な相談者として活動し、総合的なネットワークの構築や地域会議などにおいて活動の機会が増えることから、主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図るなど資質の向上に努めます。また、民生委員・児童委員の活動内容について、地域住民への啓発・広報に努めます。

3. 住民の地域活動に対する支援の強化

地域福祉を推進する社会福祉法人やNPO法人、自治会、婦人会、老人クラブ連合会、子ども会、PTAなどの自主的な地域活動を促進するため、活動への助言や活動場所の提供、専門職の派遣、情報の提供等の支援を行います。

4. 地域における見守りや支え合いの推進

友愛訪問など、老人会や婦人会や民生委員・児童委員等の地域団体が実施する主体的・日常的な見守りや支え合い活動は、地域における支え合いの輪を広げる重要な活動であることから、今後も社会福祉協議会と連携を深め、自治会、地域にある子育てサークル等、ボランティア団体を巻き込みつつ、新たな見守り支え合い活動の展開を支援していきます。

また、新聞配達、郵便、宅配、検針事業者などの企業・団体と協定を結び、孤独死や認知症の徘徊防止などの見守り活動を「ふれあい見守り活動」として実施しており、今後、見守りができる企業・団体を増やしていきます。

このほか、認知症高齢者等が行方不明になったときに、早期発見、保護するための「認知症高齢者等つながりネットワーク事業」において、警察等関係機関と連携して見守りを実施しており、今後、登録協力者を増やし、安全で、安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

5. 地域の介護予防の推進

住民主体で運営し、身近に通える居場所にもなっている介護予防体操「宇多津まんできん体操」実施地区は、現在、30ヶ所まで拡がりを見せています。今後も、介護予防をはじめ、住民相互の交流や仲間づくりを行う場として継続できるよう、健康運動指導士やリハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等の各種専門職を派遣し、活動を支援するとともに、居場所数も増やしていきます。

また、「介護予防サポーター（認知症サポーター）養成講座」や「まんできん体操リーダー養成講座」を開催し、地域での住民主体の活動を促進するサポーター役となる人材育成に取り組むとともに、地域住民の健康づくりの普及・啓発に努めます。

6. 地域の防災・防犯対策の充実

防災については、未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、最大級の災害に対する「減災」の考え方が広まっています。本町においても南海トラフの巨大地震による被害が想定されていますが、行政のみで、対応することは不可能であり、行政と住民が協働した災害対応を行い、防災に関する啓発・広報の充実や講習会を開催するなど地域住民の防災意識の醸成を図るとともに、地域住民や事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めます。また、自主防災組織を中心に防災訓練等を実施する中で、地域住民同士の連携と絆を強める活動を推進していきます。災害時における避難行動要支援者の把握や個別避難行動計画の作成に繋がるよう支援していきます。

防犯対策については、住民同士のきずなが希薄な地域において犯罪が多発する傾向があります。今後、コミュニティによる地域力を高め警察等の関係機関との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、ボランティア等の協力を得て、下校時の安全確保や地域における防犯パトロールを強化する活動の充実に努めます。

7. 宇多津町再犯防止推進計画【新規】

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、国及び地方公共団体の責務が明示され、地方公共団体は再犯防止の取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

本町では、「宇多津町再犯防止推進計画」を策定して、本計画に盛り込み、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく社会の一員として再出発できるよう地域全体で立ち直りの支援に努めます。

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、地方再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

- 1 犯罪や非行のない安全・安心で明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」などを通して、再犯防止への関心と理解を深めるための啓発を行います。
- 2 地域全体で再犯防止と立ち直りを支援するために関係機関、団体等との連携を図ります。
- 3 安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会の活動を支援します。
- 4 本町の広報等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、町民の再犯防止に関する理解促進を図ります。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 普段からお互いに声を掛け合いましょう。
- 身近なところで困っている人がいるときには、民生委員・児童委員などに連絡しましょう。
- ひとりで悩まず、民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 地域の見守り活動などに積極的に参加しましょう。
- 隣近所の異変や虐待に気づいた時には、速やかに町役場や児童相談所などに連絡しましょう。
- 災害や犯罪から身を守るために何が必要かを日頃から考えておきましょう。
- 地域の健康体操や町などが主催する行事に積極的に参加しましょう。
- 犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させましょう。
- 福祉サービスを必要としている人への制度の案内や行政への連絡をしましょう。
- 介護や子育てなど気軽に話し合える場を持ちましょう。
- 地域の中で災害時に特別な配慮が必要な人を把握しておきましょう。
- 防災訓練の実施や自主防災組織の充実・強化に努めましょう。
- 地域の健康介護予防事業を進めましょう。
- 地域住民が繋がりコミュニティによる地域力を高めましょう。
- 事業者などは居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの支援に努めましょう。

2. バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

高齢や障害に関わらず、すべての人が主体的に行動でき、快適な生活を送ることのできる環境とは、あらゆる立場の人々の安全性、利便性、快適性が確保されていることであると言えます。そのためには、建物や道路の段差解消などの物理的な障壁を取り去る「バリアフリー社会」の実現に取り組んでいくことが求められます。本町においては宇多津駅にエレベーターが設置され、町内の都市公園には、みんなのトイレが整備されバリアフリー化が進んでいます。

今後もバリアフリーのまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく住民の協力と正しい認識が必要であり、すべての人々にとって暮らしやすく快適なまちであるということを理解してもらうことが重要です。

また、お年寄りから子どもまで、あらゆる人がそれぞれ異なった生活環境や状況にあったとしても、その個人の人権が尊重され、自ら主体的に選択し、行動し、快適でいきいきとした生活ができるまちであることが重要なことであると言えます。

日常生活において身体の機能上の制限をうけている障害者や高齢者等の自由な活動を阻む障壁（バリア）は、可能な限り除去すべきであり、「心」「情報」「物」の3つの側面からバリアフリーを進めていくことが重要となります。

また、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、すべての人の利用を前提としたまちづくり、ものづくり、環境づくりを進めるというユニバーサルデザインの考え方に基づいて、高齢者や障害者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくことが重要なこととなります。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 心のバリアフリーの推進

施設や設備など、環境整備を進めると同時に、高齢者、障害者等に対し、正しく理解をして、思いやりの気持ちを持ち、困ったときに優しく手を差し伸べられるような、心のバリアフリーを推進します。また、高齢者、障害者等と接する機会や場所づくりを進めるほか、その人の悩みや不安を理解し、その立場になった物事を考え自由な形で手助けできるような機運の醸成を図ります。

2. まちのバリアフリーの推進

高齢者、障害者、子育て家庭に限らず、すべての住民が安心して快適に生活していくことができるように必要な施設や設備の充実が必要です。そのため、不特定多数の人が利用する道路、公共施設や商業施設、公園などの施設を利用しやすく整備していくため、地域環境をも含む安全で快適な空間の充実したまちづくりを推進します。

また、日常生活する居住環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

3. 情報のバリアフリーの推進

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、住民の誰もが手軽に入手できるよう、広報誌やホームページを活用した情報提供の更なる充実を図るとともに、住民が利用しやすい広報紙やホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化やアクセシビリティ向上に努めます。

4. 公共交通機関のバリアフリー化の促進

交通バリアフリー法に基づき、移動に関して支援が必要な人への移動の円滑化を促進するため、引き続き、鉄道、バス、タクシー事業者に対し、すべての人に優しい車両のバリアフリー化を求めていくとともに、駅周辺のバリアフリー化について、関係機関と協議し、バリアフリー化を促進します。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 道路の段差や通行に危険な箇所を見つけたときには、行政に情報を提供しましょう。
- 福祉や人権に関する学習会・研修会に積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障害者について、理解を深めましょう。
- 困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- 困っている高齢者や障害者の移動に協力しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 住民を対象とした高齢者・障害者を理解するための場をつくりましょう。
- 地域の福祉関連施設は専門的な立場から正しい理解がすすむよう情報を提供しましょう。
- 事業者や商店等のバリアフリー化を推進しましょう。
- 地域の助け合いによる困っている人への移動の仕組みを構築しましょう。
- 事業者や商店はかがわ思いやり駐車場の制度を推進しましょう。

3. 社会参加と交流の促進

【現状と課題】

地域社会全体で福祉活動を進めていくということは、住民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、生活課題を抱えた人やニーズの高い人と、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

また、地域福祉の考え方では、福祉サービスの担い手と受け手がどちらも当事者であり、地域に住むみんなが協力・連携しながら地域福祉を進展させていくことが期待されます。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや地域行事への参加等を通じ、高齢者や障害者、子育てをしている家庭など、様々な交流を進めていく中で、同じ地域に住む人として、連帯感を基礎としながら、すべての人がともに生きるというまちづくりの精神を涵養して行くことが重要です。

さらに、近年、都市化に伴い、人口の流入があった本町では、新たに住み始めた住民と古くから住んでいる住民との間に意識の格差や、住んでいる地域による自治会等への参加意識に大きな違いが見られるなど、こうした異なる認識を持っている住民同士の交流が地域福祉の推進を図る上で大きな課題となっています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 自治会への加入促進と活動支援

地域でのコミュニティ活動を進めていく上で自治会は非常に重要な役割を担っており、自治会のネットワークを十分に活用した幅広い協力体制が必要であることから、住民に対して自治会の重要性や活動の楽しさに気づいてもらえるよう啓発・広報の充実を図り、自治会への加入を促進します。

また防火訓練、健康教室、介護予防など住民の交流する機会を増やす中で自治会の加入率のアップに向けた支援を行います。

2. 世代間交流等の促進

保育所や学校等において、高齢者と児童・生徒などとの交流事業を推進していくとともに、さらに交流の幅を広げていくため、あみのうら交流センターを拠点に、子どもから親、高齢者まで全ての世代間で、交流が図れるよう地域の交流事業の活性化に努め、また、地域の人材活用、交流の実施とさらなる拡大を図ります。

3. 地域資源の活用の促進

地区の町有施設や社会福祉施設を活用し、地区において昔からの行事や新たな地区イベントを開催し、地区での住民相互の交流やふれあいの機会づくりを促進します。

4. 高齢者、障害者などの地域福祉活動への参加の拡大

高齢者や障害者等がサービスや支援の受け手だけでなく、地域における地域活動の担い手として活躍が可能となるよう、ふれあいサロンや障害者週間を中心とした交流事業等、活動の場の拡大と活動参加促進を図ります。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 自治会の果たす役割や重要性を理解し、自治会に加入しましょう。
- 地域交流イベント等に参加しましょう。
- 世代間交流に積極的に参加しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 老人クラブ連合会等の既存のサークル団体への加入を促しましょう。
- 地域の子どもと高齢者、障害者等が交流できる活動を開催しましょう。
- 地域活動の情報を積極的に発信しましょう。
- ピアカウンセリング等の同じ仲間や立場にある人同士の心のケアができる場を設けましょう。
- 学校や福祉施設等と協働のイベント等の開催に努めましょう。
- 既存のイベントが年齢や性別などにかかわらず、誰でもが気軽に参加できるかどうか見直しをしてみましょう。
- 地域に住む高齢者や障害者とふれあう機会をもちましょう。
- 地域住民を対象とした世代間交流イベントの開催に努めましょう。
- 世代による得意分野を相互に活用できる場を設けましょう。

4. 男女共同参画社会を実現するために

【現状と課題】

本町では、平成30年に「第2次宇多津町男女共同参画基本計画」を策定し、性別による役割分担意識の是正や、政策・方針決定過程への女性の参画など、男女共同参画の取り組みを進めつつありますが、依然として格差や固定的な役割分担に基づく偏りが見られます。また、生活水準の向上や社会環境の変化で、個性と能力を発揮できる社会実現がより求められるようになっていきます。

今後、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず職場や地域など社会の様々な場面において、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、社会全体の意識改革や環境整備をなお一層強化していく必要があります。

本町では、国の方針を踏まえたうえで、男女共同参画の推進を単なる責務として取り組むことにとどまらず、創意工夫のもとに地域を活性化するための原動力として、行政施策の中に男女共同参画の視点を組み込みながら、地域の特性を生かした施策の展開が求められています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 女性の社会参画の促進

地域や職場等の様々な場面における、政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、研修機会の提供や各種活動の支援を通して、スキルアップや意識の向上に努めます。

福祉施策等との連携のもと、女性が社会参画しやすい環境整備に努めます。

2. 男女共同参画学習・啓発活動の推進

学校教育や生涯学習等あらゆる機会を通して、男女共同参画意識の醸成と性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた教育・啓発活動に取り組みます。

ホームページ・広報・SNS等により情報発信を強化し、幅広い年代が教育・啓発活動に参加できるよう努めます。

また、DVやセクシャルハラスメントなど、近年複雑化する問題に対応しつつ、男女雇用機会均等法やDV防止法等の普及・啓発、

相談・指導体制の充実を図り、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりに努めます。

3. 男女共同参画社会に向けた庁内推進体制の整備

男女共同参画社会の形成に向け、町独自の男女共同参画基本計画の一層の充実を図るとともに、住民アンケートの結果を活用し、庁内推進体制の整備に取り組みます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。
- 家族の中でお互いに思いやりの気持ちを持ちましょう。
- 男女ともに育児休業や介護休業などを活用しましょう。
- お父さんもお母さんも親としての役割を意識して、一緒に育児をしましょう。
- 家族と一緒に食事や会話を大事にしましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 地域活動や子育てのしやすい勤務体制をつくりましょう。
- 企業は子育てや地域活動の大切さを理解し、労働時間の短縮や休暇のとりやすい職場環境づくりに取り組みましょう。

第5章 自立に向けて必要なサービスが提供できるまちづくり

1. 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備

【現状と課題】

社会福祉の基礎構造改革が進み、多くの福祉サービスは、利用者が自らの意思で選択して利用する制度に変わりつつあります。そのような背景のもと、本人の意向を尊重しながら、自立した生活に必要な保健・福祉などのサービスが総合的かつ適切に提供できるよう、サービス提供基盤の整備が求められます。

また、少子高齢化や核家族化の進展等により、介護サービスを必要とする高齢者の増加が予想されるとともに、住民一人ひとりのライフスタイルや価値観の多様化によって福祉サービスも複雑化・個別化しています。さらに、介護だけでなく、子育て支援や障害者に対する支援の充実を図るためにも、福祉サービスの提供がきめ細かくかつ十分に行われるよう、隣近所による助け合いや、社会福祉協議会、ボランティア団体等の地域活動の活性化を図るとともに、優良な社会福祉事業者の育成を進め、必要な福祉サービスの質と量の確保に努める必要があります。

また、生活困窮者の自立支援方策においては、本人の尊厳を図りつつ、就労に状況、心身の状況、地域社会の関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に行うことが重要となっています。

地域福祉推進の中核を担うことが期待されている社会福祉協議会では、平成12年3月に「宇多津町地域福祉活動計画」を策定し、計画にそった地域福祉活動を展開しています。町内各地域でのいきいきサロン活動の推進を始め、福祉サービス利用援助事業、各種相談事業、ひとり暮らし高齢者への見守り支援、給食サービスなどの在宅福祉の充実、ボランティア育成や活動支援などといった、地域福祉の推進には欠かすことのできない重要な事業を展開しています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、取り組みを推進しています。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの考え方を普遍化し、高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者など、生活上の困難を抱える地域住民を包括的に支援する体制構築を目指して、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組めます。

2. 社会福祉協議会への支援の充実

社会福祉協議会がボランティアの育成をはじめ、地域福祉促進の牽引的な役割を十分にはたすことができるよう、組織強化を支援します。また、社会福祉協議会の活動内容が住民に十分理解され、協力が得られるよう、支援を充実させていきます。

3. 地域における組織の連携の強化

地域には社会福祉施設、医療機関をはじめとして多くの社会資源が存在しています。それぞれが、専門機関としての役割を果たすとともに、地域福祉という観点からの有機的に連携が図れるよう、相互の連携を強化していきます。

4. サービス提供事業者の資質の向上

介護保険事業等の開始以来、民間事業者等の参入により、町内で様々なサービス提供主体が活動するようになってきていることから、地域福祉を推進するうえで、関係機関職員やサービス提供所等の資質の向上に向けた働きかけを行います。

また、本町の地域福祉や保健福祉サービス等に関する情報提供を行い、民間事業者との連携を深め、サービスの水準を向上させるよう努めます。

5. ボランティア活動等の活性化

地域住民の主体的な参画と団体や行政の協働のもと、地域の福祉活動や交流活動の支援等に継続的に取り組みます。また、暮らしやすさを実現する地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会が連携し、ボランティア連絡協議会の運営、ボランティア活動領域の拡大に取り組みます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 介護保険制度、障害者総合支援法等の福祉サービスの概要を知りましょう。
- 事業者や施設に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 地域福祉に関する組織や団体の連携強化や共有化を図りましょう。
- 行政や関係機関と連携して誰もが参加できる介護予防事業の開催に努めましょう。
- 福祉サービスを必要とする人へ制度の案内や行政への連絡をしましょう。
- 社会福祉協議会は事業者や施設との協働事業に努めましょう。
- 事業者や施設は地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供に努めましょう。
- ボランティア団体やNPOの立ち上げに関する情報提供や支援をしましょう。

2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実

【現状と課題】

高齢者・障害者・子育て家庭等が、自ら選択し、安心して利用するためには、町の保健・医療・福祉等に関する各種施策やサービス、サービス提供事業者等の情報が適切に提供されることが必要不可欠です。しかし、様々な情報を提供していても、地域に暮らすすべての人に必要な情報が行き届き、かつそれを理解し、活用することができなければ、必要なサービスを受けることも、それによって生活を豊かにすることも難しくなってきます。したがって、情報が一人ひとりに行き届くようにするためには、行政と地域に暮らす人々との協働により、支援を必要としている人の状況にあった仕組みづくりを考える必要があります。

また、分野ごとの個別支援の仕組みは充実してきましたが、一方、制度の狭間にあって福祉サービスを利用できなかったり、子育てと介護のダブルケア、ひきこもりと8050、様々な要因から生活困窮に至っている世帯など複合・複雑化した課題を抱えた事例が、深刻化し表面化してくる相談も目立ちます。少子高齢化の進展に伴い、家族や親族の関係が希薄になり、また、地域の交流も減少して、家庭内で起きていることに気づきにくくなっていることが背景にあると思われま

す。国は、平成31年度より、市町村に複合・複雑化した課題の解決に繋がるよう総合的な相談支援体制の整備を求めています。

本町では、既に平成24年度より、相談支援センターにおいて窓口を一本化して、児童・障害・高齢者・DV・ひきこもりなど複合的かつ複雑な課題を抱えた多様な相談に対応し、関係機関と連携、協働して課題解決に繋がるよう支援していますが、行政や専門機関だけでは解決が難しく、地域住民とともに、互いに気遣い支え合う互助の意識を醸成する地域づくりや、働く場・参加する場の創出などが課題となっています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 総合的な相談支援体制の整備

分野ごとの専門サービスについても、引き続き機能強化を図りつつ、複合的課題を抱える世帯を早期に発見し、課題解決に繋がるよう、より一層関係機関と連携強化を図りながら、相談支援体制を充実させていきます。

また、児童福祉法の改正により、子どもや妊産婦、子育て家庭などの福祉に関する支援等を担う機関として「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置が市町村に求められています。これらについても、情報共有や連携強化を図りながら、協働して、体制の充実強化に取り組めます。

2. 情報提供の充実

利用者が最も適切な福祉サービスを選択するためには、サービスやサービスを提供する事業者の情報を十分に把握する必要があることから、必要な情報を得にくい人のためにも、情報の収集や提供方法の工夫に努めるとともに、事業者側が自ら積極的に事業内容等の情報公開に取り組むよう働きかけを行っていきます。

また、町広報紙をはじめ、各種パンフレットなど多様な手段を効果的に活用し、わかりやすい情報提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の担当者の連携を強化し、これらの各分野の情報を集約し、幅広く提供できるよう取り組めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 困ったことがあるときには相談しましょう。
- 近隣の人を知り声かけ等に努めましょう。
- メールやインターネットを活用した情報に親しんでみましょう。
- 広報紙等には目を通しておきましょう。
- 問題を抱え込まず、早期に家族や周囲の人に相談しましょう。
- 就労・ボランティア活動・趣味・地域の居場所活動など、これまでに培った知識や経験を活かして積極的に参加しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 自治会の回覧板等の活用を工夫してみましょう。
- 地域で活動している団体による会報の作成や情報発信を進めてみましょう。
- 地域情報をメールやインターネットを活用して情報発信に努めましょう。
- 地域でパソコン講習会等の開催を進めましょう。
- 地域の福祉に関する相談機関として民生委員児童委員との連携を深めましょう。
- 地域包括支援センター等の機関を地域の福祉相談事業のパートナーとして協力・連携を図りましょう。
- 地域福祉に関する相談機関として民生委員児童委員との連携を深めましょう。
- 高齢者・障害者・児童・生活困窮など地域福祉に関する相談は、地域包括支援センター、相談支援センター、社会福祉協議会と連携を図りましょう。

3. 福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

福祉サービスの多くが、従来の措置制度から契約制度に移行したため、福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス提供の実現とサービスの質の確保が求められています。

利用者が自分に最も適したサービスを選択するには、事業者の特徴やサービスの質が比較できる信頼性の高い情報が必要であり、サービスの質を客観的に評価し、その結果が事業者や行政機関を通して利用者に広く提供される仕組みを構築することが求められます。

福祉サービスに対する客観性や信頼性、専門性をより高める観点から、自己評価だけでなく、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関によって評価を行う第三者評価に基づく評価結果の情報により、利用者に比較できる情報を提供し、利用者主体のサービス提供の実現を目指すことが重要です。

安心してサービス提供を受けるためには、提供者と利用者の信頼関係を構築することが重要であり、そのためにも、利用者からの苦情に対しては、その解決に向けた積極的な取り組みが期待されます。そのため、町として事業者に対する、利用者からの苦情を受け付ける苦情解決窓口の整備を求めていくとともに、サービス改善に結びつけられる仕組みづくりの検討を行っていくことが重要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 苦情受付や解決の仕組みづくりの推進

利用者や家族が、サービス利用において弱い立場に置かれ不利益が生じないように、事業者等に対して苦情受付窓口の設置や苦情受付担当者、第三者委員の設置が義務づけられています。また、福祉サービスの質の向上を図るために苦情を通じて得られる利用者の声を制度や運営の改善に反映させ、利用者 と提供者のお互いがサービスについて十分に理解しあえるよう支援の充実を図ります。

2. 福祉サービス評価によるサービスの質の向上

福祉サービスに関する評価は、利用者による適切なサービスの選択や、事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みとして必要であることから、事業者による自己評価や第三者評価等の導入を進めます。また、サービス提供者に対し、必要に応じて施設やサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、施設への訪問を行うなど連携を深め、適切な指導に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 事業者や施設に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。
- 意見や苦情がある時にはしっかり伝えましょう。
- サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持ちましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 事業者や施設は地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 事業者は苦情解決の窓口の設置を進めましょう。
- 事業所は第三者委員制度の導入を進めましょう。
- 事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用しましょう。

4. 権利擁護を推進するために

【現状と課題】

認知症や知的障害・精神障害などによって判断能力が低下すると、適切な金銭管理や福祉サービス等を利用するための契約が困難になるほか、虐待や消費者被害・詐欺被害に遭うなどの権利侵害のリスクも高まり、認知症高齢者が増加する中で、社会的な問題になっています。

平成12年度に創設された成年後見制度は、こうした判断能力が不十分な人の財産や生活を法的に保護し支援する制度ですが、十分に利用されていないことから、制度の利用が促進されるよう、計画策定し、必要な対策を推進することが市町村に求められています。

本町では、令和2年4月に地域包括支援センター内に成年後見制度利用促進の中核となる中核機関を設置して、権利擁護の支援体制を構築しながら相談・支援を行っています。

また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭・書類の管理等を行う日常生活自立支援事業を宇多津町社会福祉協議会において実施しています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 権利擁護事業の推進

認知症や障害等により判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心かつ安全に自立した生活が送れるよう権利擁護支援体制を構築するとともに、成年後見制度が必要な人を早期に発見、利用促進が図れるよう行政、福祉、司法、医療、保健関係者等と地域連携ネットワークの連携強化を図り、権利擁護支援の推進に努めます。

2. 宇多津町成年後見制度利用促進基本計画【新規】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）において、市町村は国の基本計画を勘案し、令和3年度までに成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

本町では、計画間の関連性が深いことから、「宇多津町成年後見制度利用促進基本計画」を、本計画に盛り込み、一体的に策定します。

（1）本町における成年後見制度の利用状況

① 成年後見制度利用対象者数（推定）（平成31年4月1日現在）

推定認知症	知的障害	精神障害	合計
408人	33人	7人	448人

資料：香川県長寿社会対策課（成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査）

※推定認知症数：要介護認定申請者のうち日常生活自立度Ⅱ以上の人数

知的障害：養育手帳A判定以上の所持者数

精神障害：精神障害者保健福祉手帳1級以上の所持者数

② 成年後見制度類型別利用者数（令和2年10月1日現在）

後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
16人	14人	1人	0人	31人

資料：高松家庭裁判所提供

③ 町長申立て実施状況の推移（各年度3月31日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (R2.12末時点)
町長申立て数	0件	3件	4件

(2) 地域連携ネットワークの連携強化

判断能力が低下している人の権利擁護を図り、地域生活を支えていくためには、地域連携ネットワークはとても重要です。地域連携ネットワークは「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を念頭に既存の保健・医療・福祉に司法も含めて連携の仕組みを構築し、連携強化を図ります。

地域連携ネットワークは「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

①「チーム」

権利擁護支援が必要な人に対し、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者に後見人等が加わる「チーム」が協力して、本人を支援し、見守ります。

②「協議会」

各種専門職団体や関係機関と協議会を設置し、多職種間で課題解決の検討を行うなど、後見活動が円滑に行われるよう取り組みます。具体的には「地域ケア会議」を「協議会」に位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

③中核機関の設置・運営

中核機関は、成年後見制度利用促進を図る上で中核的な役割を果たす機関として位置づけられ、全体の進捗管理・コーディネートを行う司令塔と協議会を運営する事務局としての役割を担い、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有しています。

ア．広報機能

講演会等の開催、パンフレットの配布などにより普及・啓発を図ります。

イ．相談機能

成年後見制度の利用や申立てに関する相談支援や専門職による専門相談を行い、適切な利用を図ります。

ウ．成年後見制度利用促進機能

・受任調整会議

弁護士・司法書士・社会福祉士の3専門職団体や香川県社会福祉協議会（特定非営利活動法人後見ネットかがわ）、宇多津町社会福祉協議会（法人後見）と連携し、受任調整会議において適切な後見

人等候補者の選任（マッチング）等を行い、迅速かつ円滑な制度利用につなげます。

・市民後見人の育成・活動支援

香川県社会福祉協議会の協力を得て、令和2年度から市民後見人養成講座を開催しており、今後、高齢者の介護サービス利用契約等の身上保護を中心に、後見人業務の増加が想定されるため、継続して市民後見人の育成を図ります。

また、市民後見監督人を担う宇多津町社会福祉協議会の法人後見と連携強化を図ります。

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、宇多津町社会福祉協議会と連携し成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

エ. 後見人支援機能

中核機関は、後見人等の日常的な相談に応じるとともに、本人の状況の変化などに対応し、後見活動が円滑に行われるよう取り組んでいきます。

オ. 不正防止

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースもあるため、介護や福祉サービスの情報を提供し、親族後見人等が孤立することがないようにチームで見守ります。

また、地域連携ネットワークを強化し、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正を防止し、適切な対応につなげます。

(3) 成年後見制度における町長申立と利用助成

成年後見制度利用支援事業実施要綱において、町長が行う申立て手続きや、審判に伴う費用と後見人等の報酬の助成について必要な事項を定め、制度の利用を支援します。

(4) 成年後見制度の利用促進に関する課題

成年後見制度の理解はまだ十分ではなく、普及啓発や支援の必要な人の早期発見、地域連携ネットワークの連携強化、市民後見人の人材育成などにさらに取り組む必要があります。

3. 虐待防止の推進

本町では、高齢者、児童、障害者等各分野の関係者が合同で年1回「虐待防止対策ネットワーク協議会」を開催し、虐待の防止対策に取り組んでいます。

児童・高齢者及び障害者などに対する家庭や施設、事業所における虐待を防止するため、関係機関と連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 高齢者や障害者など全ての人々の尊厳が尊重されるよう権利擁護について理解を深めましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について学習しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 虐待が起こらないよう、子育てや介護等の支援、地域の支え合い、見守り体制をつくりましょう。

第6章 心をつなぐ人を育むまちづくり

1. 福祉活動への理解を深めてもらうために

【現状と課題】

地域住民が抱える生活課題や福祉課題等、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が大切となります。個人や地域の課題について住民同士が議論し、課題やニーズを共有し、問題解決の方法等を地域の力で見出すことが地域福祉推進のためには必要です。

また、住民が主体となった地域福祉コミュニティづくりを推進し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等を中心とした住民同士の話し合いの場をつくり、住民自身が様々な課題解決に向けた対策を模索することが必要です。

このため、住民同士が地域の課題について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促す取り組みが必要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 福祉教育の充実

相互理解や豊かな人権意識の醸成、励ましあい、支え合える心の育成をめざし、家庭や教育機関をはじめ、社会教育施設、社会福祉協議会、地域での活動団体等がそれぞれ主体となりながら、福祉教育の充実を図ります。

また、社会的弱者と考えられる高齢者や障害者等に対する正しい理解と認識が深まるよう、各種講座・講演、福祉施設での活動、福祉体験による福祉教育を充実させます。

2. 住民の地域活動への参加促進

生涯学習活動やスポーツ活動、ボランティア活動、地域活動など、年齢や障害の有無に関係なく、多くの住民が参加できる活動メニューづくり、参加しやすい身近な活動の場の拡大などを進めます。また、生きがい・社会参加につながる活動の充実を図り、地域の実情に応じた活動ができるよう、ライフスタイルに応じた活動メニューを提供し、社会参加活動への参加促進や活性化に向けた支援を充実します。

3. 地域福祉に対する意識の変革

地域に暮らす一人ひとりが、福祉の当事者としての意識が持てる環境づくりを進めるため、地域の中にリーダーとなる人材を発掘・育成し、一人でも多くの住民が参加することのできるサークル活動や講座・講演会等の開催機会を増やします。また、既に地域で活動しているサークルや団体等へ働きかけ、団体同士の交流や情報交換の場の提供に努めることで、地域福祉に対する意識の変革を進めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 日常生活の中でボランティアに関心を持ちましょう。
- 行政や地域活動団体等が開催する福祉学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域の福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 大人が子どもたちの見本となるよう努めましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 子どもたちが福祉活動に参加する機会を設けましょう。
- 地域の福祉教育力を高めましょう。
- 福祉施設等を地域に開放しましょう。
- 事業者等は地域住民を対象とした福祉教育イベント等を開催しましょう。
- 地域の福祉リーダーの発掘や養成に努めましょう。
- 地域住民を対象とした福祉学習の機会を設けましょう。
- 地域の情報を積極的に発信していきましょう。
- 地域で活動しているサークルや団体同士で交流を図りましょう。

2. 地域福祉活動の担い手を育成するために

【現状と課題】

本町においても、多くの人たちが様々な場所で地域活動に参加していますが、参加者の固定化や高齢化が進むなど、若い世代の参加者が少ないのが現状となっています。

次代を担う若い人たちの参加を促すためにも、活動時間や内容などを参加しやすくする工夫が必要です。また、異年齢や多世代との交流を通じて、地域活動のリーダーを育むことが大切であると言えます。

地域には地域活動やボランティア活動を行う意志はあるものの、具体的にどうしてよいのか分からなかったり、機会がない人が多く、ボランティアを身近に感じ、気軽に参加してもらえるよう、広報、パンフレット、ホームページ等、様々な機会を捉えてボランティア活動に関する情報の提供を充実させることが重要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. ボランティアの養成

住民に対するボランティア活動の啓発・広報、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる体験事業、社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座、講演会等をより一層推進し、幅広い住民が自分にあった活動を選択して参加することができる機会を充実します。

2. ボランティア団体の育成と連携

社会福祉協議会が事務局をしているボランティア連絡協議会に加入しているボランティア団体の育成と連携強化を促進するとともに、ボランティア団体の交流会などを通してボランティア情報のネットワーク化を進めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 日常生活の中でボランティアに興味を持ちましょう。
- 新しいボランティアがあれば提案してみましょう。
- 行政や地域活動団体等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域に貢献することを役割の一つとして捉えましょう。
- 地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間等を活用しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供に努めましょう。
- 施設などは、必要とするボランティア情報の提供に努めましょう。
- ボランティアニーズの把握に努めましょう。
- ボランティアに関する提案を受け入れる仕組みづくりを考えましょう。
- 地域住民の知識や経験、専門的技術を活かして気軽に参加できる機会を設けましょう。
- 地域住民に対するボランティア学習の機会を設けましょう。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害者、子どもなどに関わる施策など、保健・医療・福祉・教育・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、関係機関・団体などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 関係機関、団体等との連携

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、社会福祉協議会をはじめ、地域活動団体、民生委員児童委員など多くの地域関係団体や住民の協力が不可欠です。

また、保健・医療・福祉など生活関連分野を担当する関係課と連携を図りながら、計画に取り組むことも必要です。これらの連携を強化するため、地域関係団体や住民、また各関係課との意見交換や計画の推進のための協議などを行っていきます。

施策体系図

基本理念:

『 **元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町** 』

「住民参加の地域福祉を進めるまちづくり」	1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進
	○地域の安心ネットワークシステムの構築
	○民生委員・児童委員の活動の充実
	○住民の地域活動に対する支援の強化
	○地域における見守りや支え合いの推進
	○地域の介護予防の推進
	○地域の防災・防犯対策の充実
	○宇多津町再犯防止推進計画【新規】
	2. バリアフリーのまちづくり
	○心のバリアフリーの推進
	○まちのバリアフリーの推進
	○情報のバリアフリーの推進
	○公共交通機関のバリアフリー化の促進
	3. 社会参加と交流の促進
	○自治会への加入促進と活動支援
	○世代間交流等の促進
○地域資源の活用の促進	
○高齢者、障害者などの地域福祉活動への参加の拡大	
4. 男女共同参画社会を実現するために	
○女性の社会参画の促進	
○男女共同参画学習・啓発活動の推進	
○男女共同参画社会に向けた庁内推進体制の整備	

ロ 自立に向けて必要なサービスが提供できるまちづくり	1. 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備
	○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○社会福祉協議会への支援の充実 ○地域における組織の連携の強化 ○サービス提供事業者の資質の向上 ○ボランティア活動等の活性化
	2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実
	○総合的な相談支援体制の整備 ○情報提供の充実
	3. 福祉サービスの適切な利用の促進
	○苦情受付や解決の仕組みづくりの推進 ○福祉サービス評価によるサービスの質の向上
	4. 権利擁護を推進するために
	○権利擁護事業の推進 ○宇多津町成年後見制度利用促進基本計画【新規】 ○虐待防止の推進
目 心をつなぐ人を育むまちづくり	1. 福祉活動への理解を深めてもらうために
	○福祉教育の充実 ○住民の地域活動への参加促進 ○地域福祉に対する意識の変革
	2. 地域福祉活動の担い手を育成するために
○ボランティアの養成 ○ボランティア団体の育成と連携	

(資料2)

地域の相談窓口

○高齢者福祉・介護保険制度・成年後見制度

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町 地域包括支援センター	宇多津町1881 電話 0877-49-8740	高齢者に関する総合相談・成年後見制度に関する相談

○障害者（児）福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
障害者生活支援センター ピア	坂出市府中町字南谷5001-2 電話 0877-56-3070	障害者（児）に関する相談
香川県ふじみ園 相談支援センター	丸亀市飯山町東坂元3667 電話 0877-98-3163	障害者（児）に関する相談
中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町700-13 電話 0877-56-3200	障害者（児）に関する相談
相談支援事業所わかたけ	坂出市川津町字金山 1826-19 電話 0877-59-0582	障害者（児）に関する相談
宇多津町 相談支援センター	宇多津町1881番地 保健センター内 電話 0877-49-8028	障害者（児）・子育て・DV・虐待等に関する相談

○児童福祉・家庭福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
香川県西部子ども相談センター	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-3173	子どもや家庭に関する相談
はぐはぐランドうたづ	宇多津町浜五番丁49-7 電話 0877-41-0516	子育て相談 (月、火、木開設)
げ・ん・き	宇多津町浜八番丁113番地1 電話 0877-49-4005	子育て相談 (水、金、日開設)
地域子育て支援センター	宇多津町936-1 わかくさ保育園内 電話 0877-49-3011	子育て相談 (月～金 開設)

○保健（母子保健・生活習慣病・難病など）

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町保健センター	宇多津町1881 電話 0877-49-8008	
宇多津町 子育て世代包括支援センター		
香川県中讃保健福祉事務所	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-9960	

○民生委員・児童委員 地域での身近な相談相手

氏 名	担 当 地 区
水尾 伸一	伊勢町、栄町、幸町
中川 幸二	浜町、塩浜
金泥 千代	浜一番丁、浜二番丁、浜三番丁
小林 善朋	北浦、大橋東
柏原 和夫	平山、新開東
高橋 敬子	西町中、西町東、西横町
津谷 陽一	宇夫階、浜八番丁
香川 絹子	田町北、田町南、長縄手
佐々原 賢	十楽寺、京都東山
住吉 久美	新開西
喜田美佳子	津の郷北、沼の池、県営沼の池 27-40 棟
吉井 保	鍋谷
十河 珠美	岩屋、向山南
山田 一恵	津の郷
末包 正行	大橋、大橋北、大橋南
西紋 正	水主町、今市、倉の前
大福 律子	浜五番丁
田中 昌子	浜四番丁、浜九番丁
中野 栄幸	山下、かじや町
山田 豊喜	大門、本町、浦町、中村
北本 実	坂下西、坂下東、向山北、岩屋一部
岡崎 年子	浜七番丁
藤本 巧	新町
藤原 正徳	県営沼の池 (27-40 棟除く)
中山 育子	浜六番丁

主任児童委員（児童福祉について専門的に担当する児童委員）

氏 名	担 当 地 区
粟井 宏子	町全域
國友 浩子	町全域

(資料3)

宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇多津町における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く住民の意見を聴くため、宇多津町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

